

儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい

事業名	儲かる産地支援事業
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	生産性の向上や付加価値の向上、ICT や高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援します。また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援します。
事業概要	<p>[事業主体] 農協、営農集団、農業法人・認定農業者 等</p> <p>[事業内容] 以下の取組を支援します。</p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p>①先端技術の導入支援 ICT を活用したスマート農業の実践、新規作物の導入・省力化に必要な機械や施設の整備等を支援。(ICT を活用した高度な環境測定器および環境制御技術、農薬散布ドローン、GPS 内蔵自動走行トラクター等)</p> <p>②高品質・安定生産に向けた取組支援 高品質な農作物を安定的に供給するために必要な機械・施設等の設備を支援する。(収穫機、養液土耕システム、色彩選別機、果樹棚の整備および補修等) ※汎用性の高い機械は対象外(トラック、フォークリフト、動力噴霧機等)</p> <p>(2) 有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入 ・有機農産物の生産拡大に向けた生産、出荷調整の機械やパイプハウス資材(骨材と被覆材)等の導入支援。</p> <p>(3) 麦・大豆及び米粉用米の生産拡大に向けた機械や施設の整備 ・国産化ニーズの高まっている麦・大豆及び小麦からの代替が可能で需要拡大が見込まれる米粉用米の生産拡大に向け、農業用ドローンや汎用コンバイン、GPS 田植え機等の導入を支援。</p> <p>[主な補助要件]</p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p>①受益農家戸数が3戸以上であること。 ※先端技術導入の場合は農業法人・認定農業者が1戸以上であること。</p> <p>②事業費が160万円以上であること。</p> <p>③事業実施後、3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること、または生産コストの3%削減が見込めること。</p> <p>(2) 有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入</p> <p>①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者</p> <p>②農業経営基盤強化促進法に基づく認定を取得していること</p> <p>③本体価格が10万円以上の農業機械等(アタッチメントを含む)であること。</p> <p>④事業実施により有機 JAS 認証取得面積、有機 JAS 認証農産物の販売金額、出荷量、平均収量、平均単価のいずれかにおいて、5%以上の向上が見込めること。 なお、有機 JAS 認証面積以外の項目を選択した場合には、目標年次までに下限は設けずに同面積を向上させること 等</p>

(3) 麦・大豆及び米粉用米の生産拡大に向けた機械や施設の整備

① 農業生産法人、認定農業者、営農集団、農協等

※農業生産法人、認定農業者は1戸以上であること

② 実需者ニーズの高い品種の作付拡大に取り組むこと

※目標年度までに面積増加率 麦：5%、大豆：2%、米粉用米：4%

③ 生産者と実需者が直接結びつき、実需者の求める高品質な生産に取り組むこと

※生産者と実需者が直接結びつく事例

・生産者 — 製粉業者等

・生産者 — JA等 — 製粉業者等（品質・品種など製粉業者等からのニーズを生産に反映できる取組であること）

〔補助率〕

(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備：1/3 以内

(2) 有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入：本体価格の 1/2 以内

(3) 麦・大豆及び米粉用米の生産拡大に向けた機械や施設の整備：1/2 以内

〔問合せ先〕

最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室農業振興課

〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、
 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕

産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921

施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

露地野菜G TEL：029-301-3950

農業技術課 持続的農業推進G TEL：029-301-3931

産業副産物を有効活用し、化学肥料の使用量を減らしたい

事業名	資源循環型農業構造転換緊急対策事業
分類	【価格高騰対策】
事業要旨	肥料価格高騰における担い手の負担軽減を図るため、堆肥等の産業副産物を有効活用し、化学肥料の使用量を低減する取組を支援します。
事業概要	<p>【事業主体】 認定農業者、地域計画(人・農地プラン)の中心経営体として位置付けられた農業者、認定新規就農者、市町村基本構想水準到達者、集落営農組織、特定農業団体</p> <p>【事業内容】 (1) 堆肥等の産業副産物を由来とする肥料(以下「堆肥等」)の施用に必要な機械・施設等※の導入支援 (補助率：1/2 以内、補助上限額：300 万円/戸) ※マニユアスプレッダー、ペレット成形装置、堆肥等の一時保管用のストックヤード等</p> <p>(2) 堆肥等の購入費、運搬・散布代行費、購入した堆肥等に副資材を混和した際に行う成分分析に係る経費の支援 (補助率：1/2 以内、補助上限額：2,500 円以内/10a、15 万円以内/戸)</p> <p>【補助要件】 以下の①から③の全てを満たし、化学肥料の使用量低減を図ることが要件です。 ①化学肥料の代替として堆肥等を活用すること 既に活用している場合は、投入する堆肥等の量または施用面積の拡大(取組強化)を行うこと ②土壌診断または「たい肥ナビ！」等を活用して施肥設計を行うこと ③令和6年2月29日までに購入や設置ができること</p> <p>【問合せ先】 農業技術課 持続的農業推進G TEL：029-301-3931 または、最寄りの農林事務所 企画調整部門または経営・普及部門 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4118 県南 経営・普及部門：029-822-7242 稲敷地域農業改良普及センター：029-892-2934 つくば地域農業改良普及センター：029-836-1109 県西：0296-24-9166</p>

施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい

事業名	施設園芸等燃料価格高騰対策
分類	【価格高騰対策】、【水田・畑作、園芸】
事業要旨	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃料価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。
事業概要	<p>〔事業主体〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体：日本施設園芸協会 ・支援対象者：農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体 ・県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会 <p>〔事業内容〕</p> <p>セーフティネットの構築支援</p> <p>農業者と国の拠出により、燃料需要期(原則：11～4月、茶：4月～10月)に施設園芸用燃料(A重油・灯油・LPガス・LNG)価格が一定基準以上(原則：令和4事業年度発動基準価格 81.6 円/ℓ A重油各月全国平均価格)に上昇した場合に、補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国=1：1の拠出により積立をする)を支援します。</p> <p>〔補助要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。(10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃料使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃料コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃料使用量削減目標を策定する)。 ・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。 ・農産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。 <p>〔対象経費〕</p> <p>令和 4 事業年度セーフティネット補填金(単価は A 重油の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家積立額：115%(12.2 円/ℓ)、130%(24.5 円/ℓ)、150%(40.8 円/ℓ)、170%*(57.1 円/ℓ)の 4 コースから選択 (茶の場合：115%(12.2 円/ℓ)、130%(24.3 円/ℓ)、150%(40.5 円/ℓ)、170%*(56.7 円/ℓ)の 4 コースから選択) ×燃料購入予定数量×1/2 <p>※令和 4 事業年度より 170%コースが追加。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発動基準価格(原則：81.6 円/ℓ月別 A 重油全国平均価格)を超えた場合の燃料価格差を補填。 <p>〔補助限度額・補助率〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補填金単価：当該月の A 重油全国平均価格－発動基準価格(原則：81.6 円/ℓ) ・補填金＝補填金単価×当該月燃料使用量(総限度額は農家積立額の 2 倍まで) <p>〔問合せ先〕</p> <p>最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <p>〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興 G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花き G TEL：029-301-3954</p>

飼料費高騰による経営負担を減らし、国産飼料の利用を拡大したい

事業名	乾牧草価格高騰激変緩和対策事業
分類	【畜産】
事業要旨	輸入乾牧草価格高騰による生産者の負担を軽減するため、コスト上昇分の一部を支援する。さらに、輸入飼料に依存しない経営構造への転換を図るため、国産粗飼料や食品残渣の利用拡大に取り組む生産者については、さらに手厚い支援を実施することで、畜産生産基盤の維持・強化を図る。
事業概要	<p>【補助先】 県内に畜舎を有する酪農経営体及び肉用牛経営体</p> <p>【事業内容】 輸入乾牧草価格高騰によるコスト上昇分の支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本支援 26ヵ月齢以上の経産牛及び12ヵ月齢以上の肉用牛頭数に応じて助成 2 上乗せ支援 令和5年度における国産飼料の利用割合が、令和4年度実績に対して15%以上拡大した生産者については、基本支援に追加で助成 <p>【補助額】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本支援（定額） 乳用牛：17,500円／頭 肉用牛：5,500円／頭 2 上乗せ支援（定額） 乳用牛：27,500円／頭（1）と合わせて、45,000円／頭 肉用牛：5,500円／頭（1）と合わせて、11,000円／頭 <p>【問合せ先】 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993</p> <p>最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課 〔 県北：0294-87-6680、県央：029-231-0476、鹿行：0291-33-4118、 県南：029-822-8521、県西：0296-24-9166 〕</p>

国産飼料を主体にした経営構造へと転換したい

事業名	飼料国内自給化緊急対策事業
分類	【畜産】
事業要旨	輸入飼料価格に左右されない国産飼料を主体にした経営構造へと転換を図るため、自給飼料の生産拡大の取組みを支援するとともに、食品残渣や未利用資源等を飼料として活用する取組みを支援することで、持続的に発展できる足腰の強い畜産経営体の確立を目指す。
事業概要	<p>【事業主体】 県内に農場あるいは事業所があり、国産飼料の生産・供給・利用拡大に取り組む以下に当てはまる者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産農家または耕種農家 ・ 法人及び団体（農業協同組合、農事組合法人、株式会社（農業生産法人）） ・ 県内に農場がある1戸以上の畜産農家を含む多様な事業者で構成される集団等（コンソーシアム等） <p>【事業内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国産飼料生産機械・施設整備支援 事業実施主体が食品残渣や未利用資源の飼料化・利用拡大及び飼料作物の生産・利用拡大のために必要となる機械及び施設の整備に対する補助 2 国産飼料利用拡大支援 <ol style="list-style-type: none"> （1）国産飼料生産拡大対策 飼料作物の生産面積拡大の取組に対する支援 （2）食品残渣等飼料化対策 食品残渣等の飼料化の検討に係る費用補助 <p>【補助要件等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国産飼料生産機械導入・施設整備支援 以下（1）又は（2）のいずれかを達成できることが確実に見込めること。 <ol style="list-style-type: none"> （1）畜産農家等の対象家畜1頭当たりの配合飼料購入量の概ね5%の減、あるいは輸入粗飼料購入量の概ね10%の減 （2）令和4年度末時点の耕作面積に対して概ね10%以上の面積の増 <p>【補助率及び補助額】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国産飼料生産機械導入・施設整備支援 1/2以内 2 国産飼料利用拡大支援 <ol style="list-style-type: none"> （1）10千円/10a （2）1/2以内 <p>【問合せ先】 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993</p> <p>最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 畜産振興課 〔 県北：0294-87-6680、県央：029-231-0476、鹿行：0291-33-4118、 県南：029-822-8521、県西：0296-24-9166 〕</p>

配合飼料価格安定制度の生産者積立金の負担を軽減したい

事業名	飼料価格高騰緊急対策事業
分類	【価格高騰対策】、【畜産】
事業要旨	配合飼料価格の高騰が続いているため、配合飼料価格安定制度の生産者積立金を支援することで、畜産農家の負担軽減を図ります。
事業概要	<p>〔事業主体〕 一般社団法人 茨城県配合飼料価格安定基金協会 JA 東日本くみあい飼料株式会社 茨城県酪農業協同組合連合会 茨城県畜産農業協同組合連合会 日本養鶏農業協同組合連合会 大八洲開拓農業協同組合</p> <p>〔支援対象〕 配合飼料価格安定制度に加入している県内畜産農家</p> <p>〔事業内容〕 配合飼料価格安定制度の生産者積立金支援</p> <p>〔補助限度額・補助率〕 配合飼料価格安定基金の契約数量1 tあたり600円を助成</p> <p>〔問合せ先〕 畜産課 生産振興G TEL：029-301-3993</p>